

解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会



「集団的自衛権の行使」は

海外で戦争すること

閣議決定で「戦争する国」にするな！

6.17大集会

— 解釈で憲法をこわすな —

日比谷野外音楽堂

2014.6.17 TUE OPEN 17:30 / START 18:30 [Pre START 18:00]

集会終了後、銀座と国会方面へ2コースでデモ

スピーチ：池田香代子さん（翻訳家・世界平和アピール七人委員会）

連帯の挨拶：日本弁護士連合会憲法問題対策本部、戦争をさせない1000人委員会、ほか。国会議員の皆さん【手話通訳あり】

集団的自衛権の行使や多国籍軍への参加は、海外で戦争をすることです。

戦争で殺すことにも、殺されることにも反対です。

集団的自衛権とは？

集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」（1981年5月の政府答弁より）。これまで日本政府は「日本国憲法第9条では、集団的自衛権の行使は認められていない」という立場をとっていましたが、安倍首相は改憲の手続きを踏まず、閣議決定、つまり大臣のみの了解で憲法の解釈を変更して、集団的自衛権の行使を可能にしようとしています。